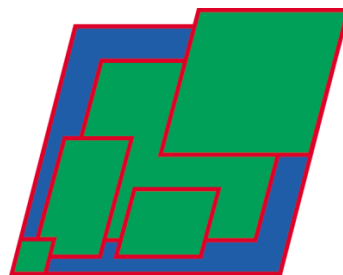


第11次建設雇用改善計画の策定に向けて



2025年10月
電力総連 電工部会

電力総連の組織概要

全国電力関連産業労働組合総連合（電力総連）

<http://www.denryokusoren.or.jp/>

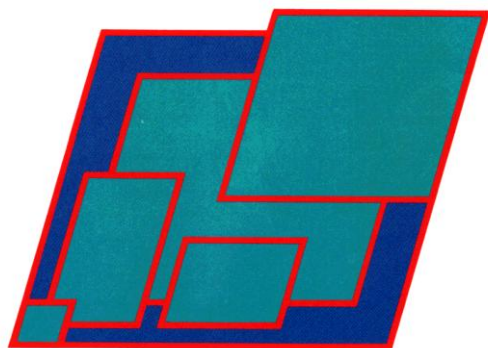
電力総連HP



- 私たち電力総連は、10の地域別組織と2つの職域組織（日本原子力発電、電源開発）で構成されています。
- 電力総連は、発電から送配電、設備や部材・部品の製造、建設から保守メンテナンス、保安、お客さまサービスに至るまで、電力関連産業に関わる労働者で組織する労働組合です。
- 2021年3月26日に結成40年を迎えました。

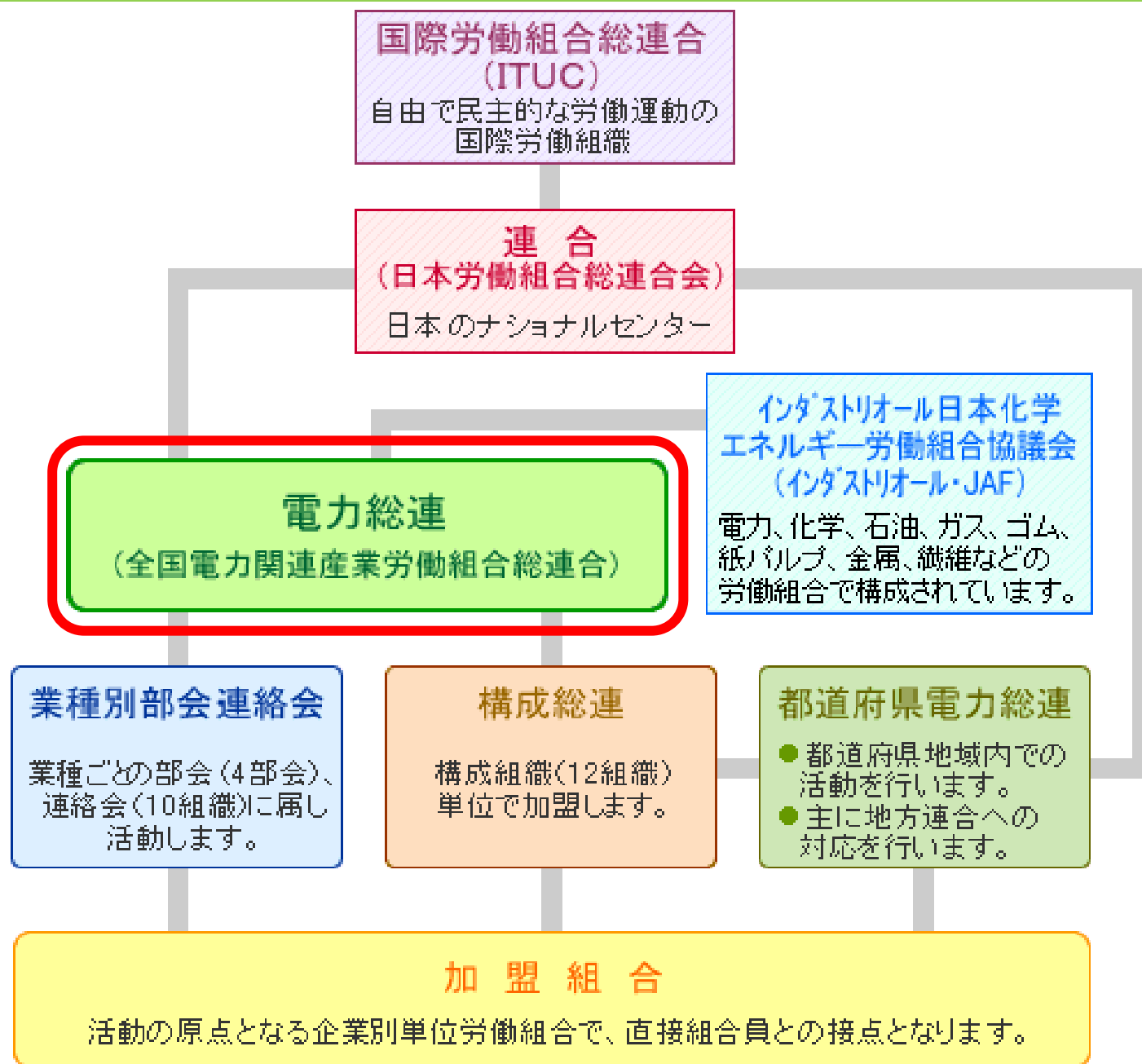
加盟組合：242単組

組織人員：197,494名（2025年9月末時点）



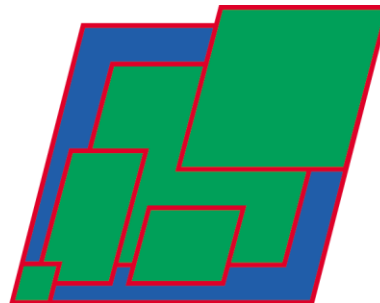
電力総連のシンボル





目 次

1. 適正な工期の確保について
2. 熱中症対策について
3. 作業環境の改善について
4. 安心安全意識の見える化充実に向けて



本基準の趣旨

本基準は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である。当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際しては、本基準を用いて各主体間で公平公正に最適な工期が設定される必要がある。その結果として、長時間労働の是正等の働き方改革が進むことで建設業が担い手の安心して活躍できる魅力ある産業となり、他方、発注者としても自身の事業のパートナーが持続可能となることで質の高い建設サービスを享受することができ、相互にとって有益な関係を構築するための基準でもある。

（６） 工期設定における受発注者の責務

工期は、一般的に、公共工事では発注者が設定し、入札に付される。他方、民間工事では、受注（候補）者の提案等に基づいて発注者が設定する場合、受注者が発注者の希望に基づき提案し受発注者双方が合意のうえで設定する場合、施工段階より前に受注（候補）者が参画しつつ受発注者双方が合意のうえで設定する場合等、様々な場合がある。

なお、公共工事、民間工事を問わず、建設工事の請負契約を締結するに当たっては、適正な工期を設定できるよう、契約の当事者が対等な立場で、それぞれの責務を果たす必要がある。

<工期設定における発注者の果たすべき責務>

- **発注者は、受注者の**長時間労働の是正や建設業の担い手一人ひとりの**週休２日の確保**など、建設業への**時間外労働の上限規制の適用**に向けた**環境整備に対し協力**する。
- 作成された設計図書の完成度が十分でない場合、設計変更に伴う遅延やそれを補完する業務が施工段階で発生するおそれがあるため、**設計図書未決定事項の解消や意匠・構造・設備の整合性**をとることで**完成度を高める**ように努める。
- 各工程に遅れを生じさせるような事象等について受注者から報告を受けた場合、受注者と共に**工程の遅れの原因を明らかにし、その原因が発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないものであるかを特定したうえで、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更**を行う。

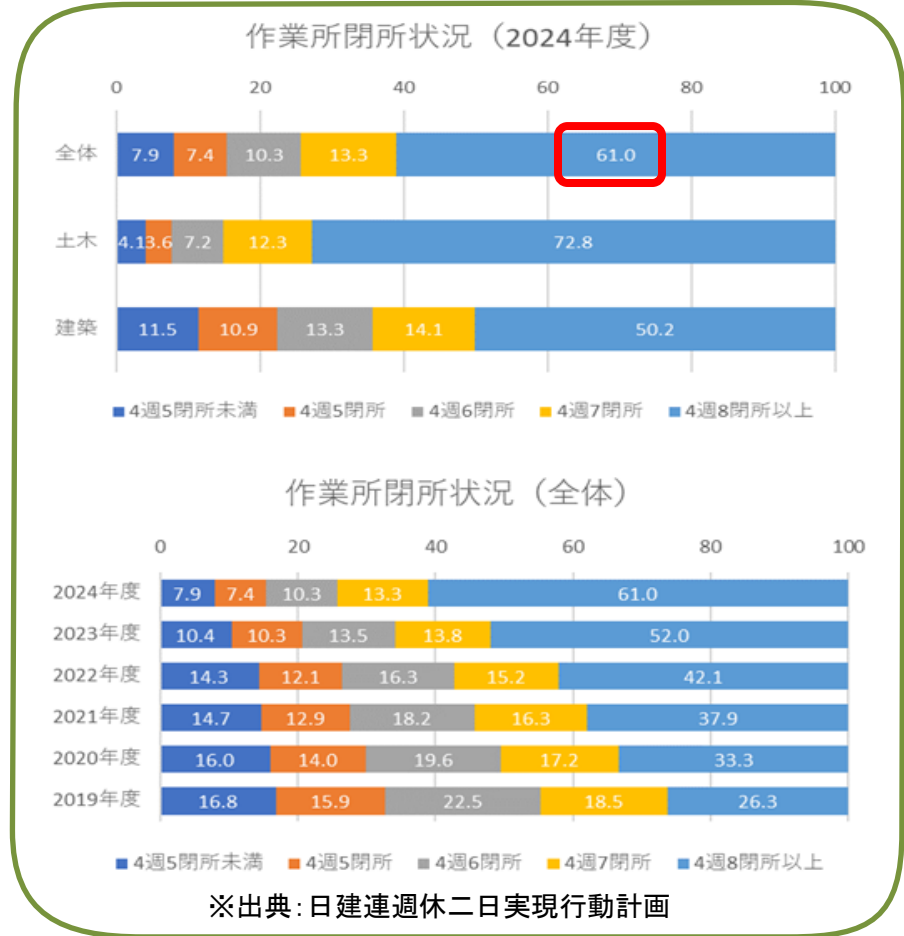
<工期設定において受注者の果たすべき責務>

- **受注者は、**建設工事に従事する者が**長時間労働や週休２日の確保が難しいような工事**を行うことを**前提**とする、**著しく短い工期**となることのないよう、**受発注者間及び元請け下請け間で、適正な工期で請負契約を締結する。**

○日本建設業協会（以下、日建連）では、「週休二日実現行動計画」に基づく取り組みが展開され、「週休二日実施率調査（2024年度通期）」による報告書が取りまとめられている。

○報告書によると、「4週8閉所以上」の割合は前年同期比で9.0ポイント上昇し、**全体で約6割**であった。

○他方、**電力総連電工部会の調査結果**をみると、一般（公共・民間）工事現場において、日建連加盟のゼネコンから発注を受けている割合が高いことが分かつとともに、弊組織における**無理のない適正な工期(4週8休)の回答は約4割**であった。これは、日建連の結果と比較すると、低い水準にあり、**後工程を担う私達の職場における休日確保は、同じ建設業を担う中においても工程によって乖離があることを表している。**

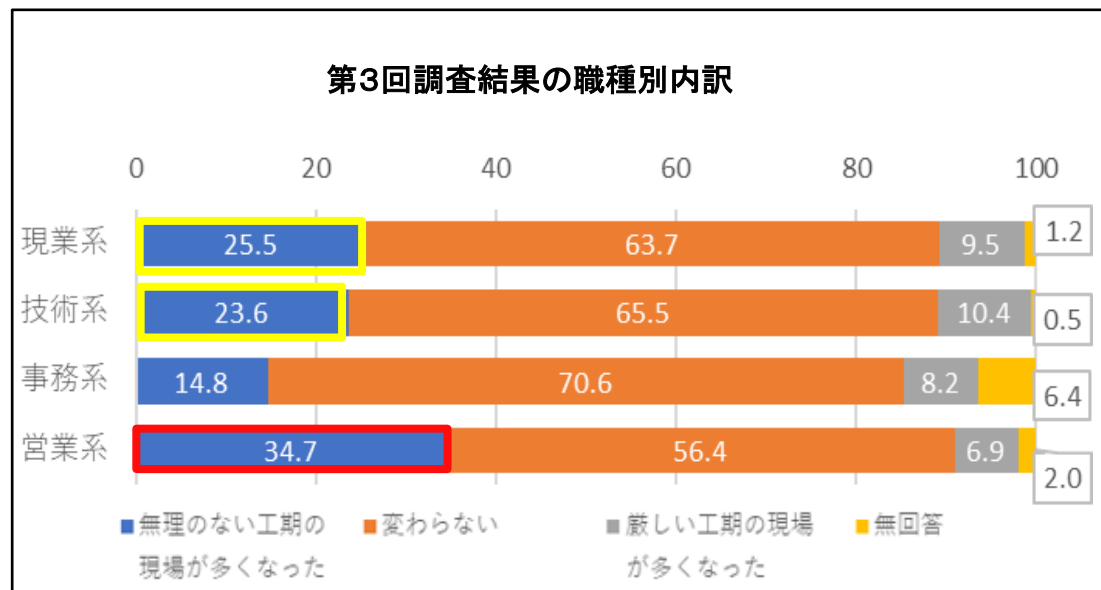
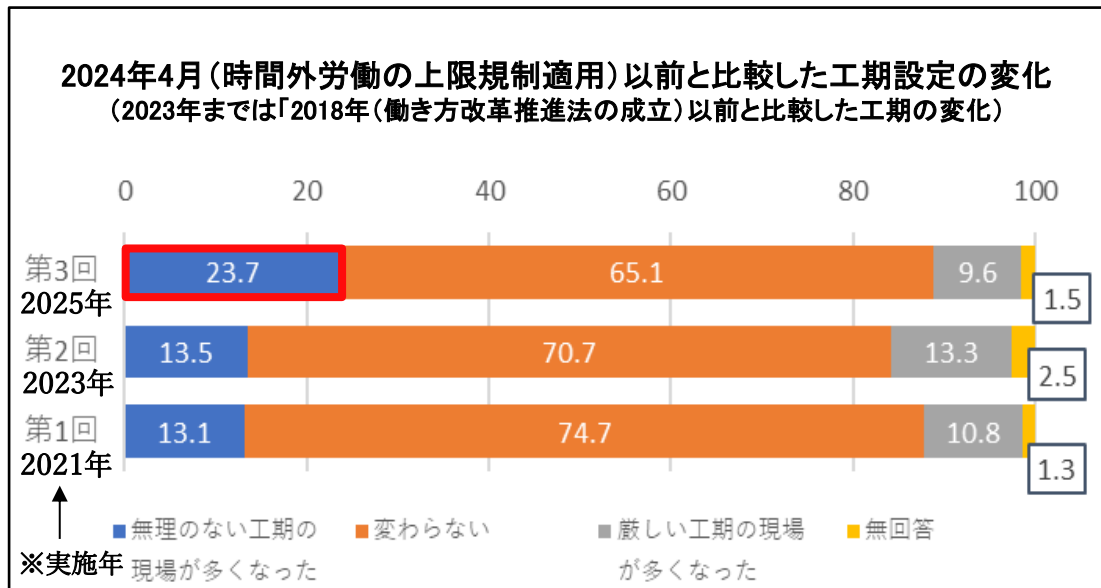


		無理のない4週8休正な工期	やや無理のない4週6休ある工期	無理な4週4休の工期	無理のある厳しい工期	無回答	件数	* 無理のある工期計
合計		42.9	34.7	16.0	5.8	0.4	3796	56.5
職主種た別る	現業系	45.0	38.8	10.9	4.2	1.1	1186	53.9
	技術系	42.0	32.8	18.4	6.5	0.3	2610	57.7
担当現場別（技術系）	電力関連工事	54.4	35.2	5.9	4.5		529	45.6
	一般公共工事	40.3	33.5	17.0	8.9	0.4	541	59.3
	スーパーゼネコン	40.3	32.8	16.7	9.9	0.3	335	59.4
	スーパーゼネコン以外	40.3	34.5	17.5	7.3	0.5	206	59.2
	一般民間工事	33.8	33.4	25.7	6.7	0.4	1204	65.8
	スーパーゼネコン	32.1	32.9	23.7	10.8	0.6	520	67.3
	スーパーゼネコン以外	35.1	33.8	27.2	3.7	0.3	684	64.6
	一般工事（小口）	54.5	26.2	14.3	4.8	0.3	336	45.2

1. 適正な工期の確保について

【工期設定の状況（電力総連電工産業）】

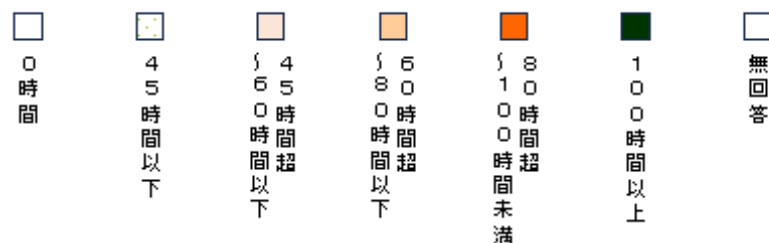
- 「時間外労働の上限規制」の適用前（13.5%）と比べ、建設業における「無理のない工期の現場が多くなった」とする回答は10.2%増加しており、工期設定に改善がみられる結果であった。
- 一方、法改正などにより環境整備が進められてきたにもかかわらず、**「厳しい工期の現場が多くなった」との回答も9.6%あり、引き続き状況を注視する必要があると考えている。**
- 「無理のない工期の現場が多くなった」とする回答を職種別にみると、営業系が**34.7%**であり、現業系（**25.5%**）や技術系（**23.6%**）に比べて割合が高く、**職種によって認識に差がみられた。**
- これは、受注時点で工期設定に一定の改善がみられるものの、工事の進捗に伴い、**後工程を担う現業系や技術系にしわ寄せが生じている事も一因にあると**考えている。



1. 適正な工期の確保について 【電工産業の現状と課題(工期)】

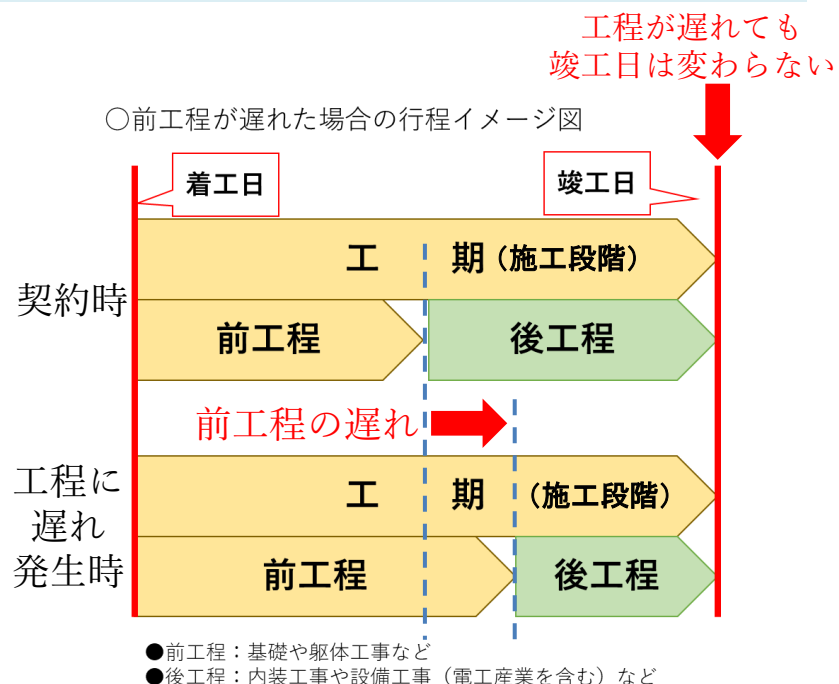
- 電工部会加盟組織では、2024年4月から適用された「時間外労働の上限規制」を受け、職場における業務効率化など長時間労働是正への取り組みが進められ、**全体としては、年間総実労働時間が減少しているものの、一部の職場では要員不足などにより長時間労働が継続している。**
- 建設業が今後も経済・社会に重要な役割を果たしていくためには、中長期的な担い手の確保が不可欠であり、**長時間労働の削減と確実な休暇の確保に向けた、「働き方改革」と「適正な工期」の推進が重要**であり、**官民が一体となった取り組みを継続することが不可欠**である。

この1年間でもっとも多かった月の時間外労働時間
(調査の実施時期:2025年4月)



※電工部会 工期に関する基準について調査(第3回)報告書より

○前工程が遅れた場合の行程イメージ図



工期については、大きく設計段階と施工段階に分けられる。施工段階では、前工程と言われる躯体工事など、後工程には設備工事などがある。

後工程を担うことが多い設備工事などは、施主との工期を守るため、弱い立場にある。

労働安全衛生規則の一部を改正する省令案の概要

1 改正の趣旨

熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」を義務付ける。

2 改正の概要

○ 以下1、2の事項を事業者義務付けること。

1 熱中症を生ずるおそれのある作業（※）を行う際に、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」

②「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」

がその旨を報告するための体制（連絡先や担当者）を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

2 熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際に、

①作業からの離脱

②身体のコールド

③必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせること

④事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等

など、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置に関する内容や実施手順を事業場ごとにあらかじめ定め、関係作業員に対して周知すること

※ WBGT（湿球黒球温度）28度又は気温31度以上の作業場において行われる作業で、継続して1時間以上又は1日当たり4時間を超えて行われることが見込まれるもの

3 公布日等

(1) 公布日 令和7年4月上旬（予定）

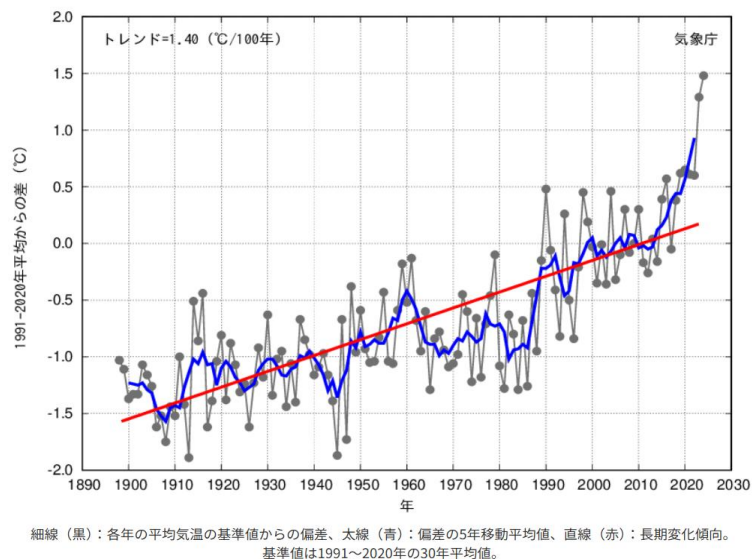
(2) 施行日 令和7年6月1日

2. 熱中症対策について

【熱中症による死傷者数】

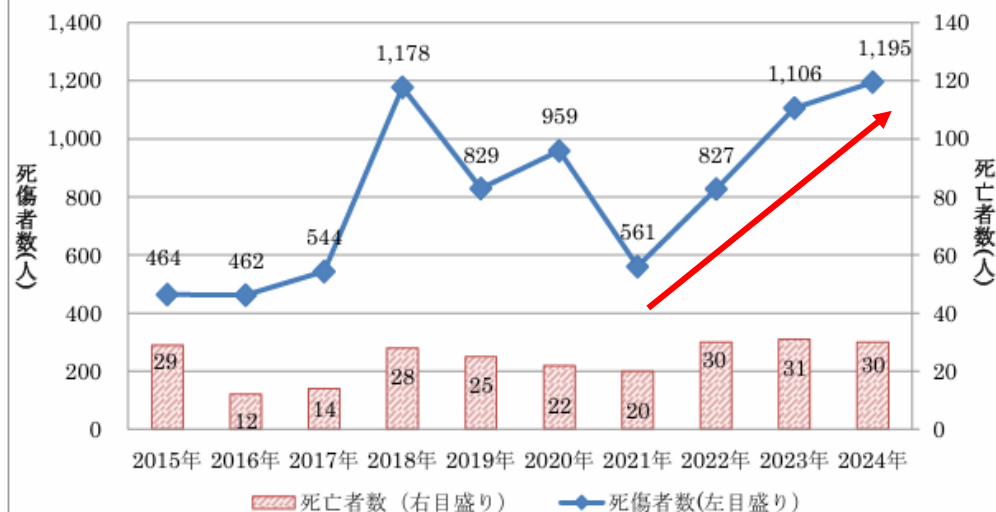
- 地球温暖化対策に対しては、現在、国や各企業・職場において様々な取り組みが進められているものの、世界的な気温上昇は進んでおり、日本においても下表のとおり気温上昇が継続している。
- あわせて、湿度なども加味した暑さ指数（WBGT）も上昇し、年々、熱中症リスクが高まっている状況にあり、熱中症による死傷災害の発生も増加傾向にある。
- 「現場で共に働いていた仲間が命を落とし、ある日突然、隣からいなくなる」このような悲惨な事象が発生することは決して容認できるものではなく、**各企業のみならず、国が主体となって早急に対策を検討する必要があり**と考える。

日本の平均気温偏差



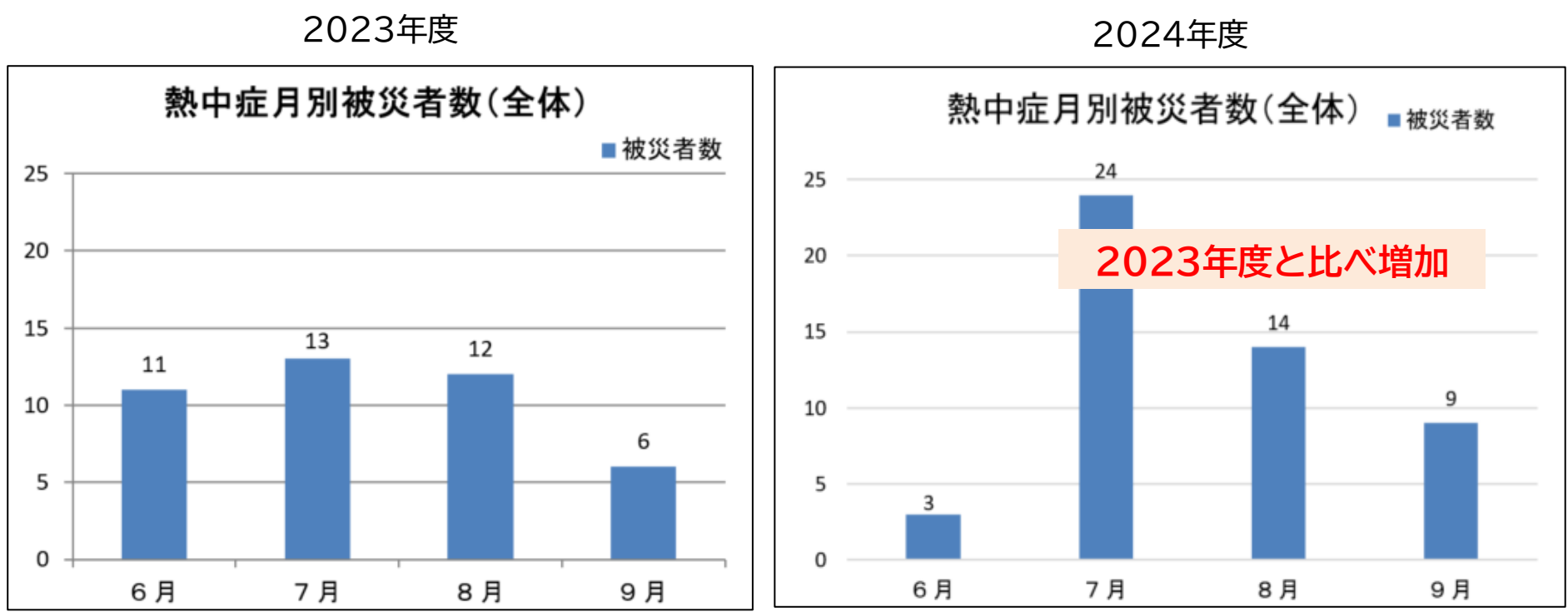
出所:気象庁資料より作成

職場における熱中症による死傷災害の発生状況



出所:厚生労働省:令和6年 職場における熱中症による死傷災害の発生状況

- 私達の現場では、職場で働く仲間の安全と健康が第一と考え、こまめな水分補給や暑さに慣れる体づくり（暑熱順化）など、労使をあげて熱中症対策への努力が続けられているが、**各企業や受注者の判断、個人の努力やに委ねるだけでは限界にきている**と感じている。
- 熱中症対策の実効性を高めるためには、発注者と受注者が情報を共有することはもとより、**発注者が主体的に作業中断や中止、工期の延長などの判断ができる仕組みの環境整備が重要**であると考える。
- 国には、現場作業員の安全・命を守るためも、こうした取り組みの**検討を積極的に進めて頂きたい**。

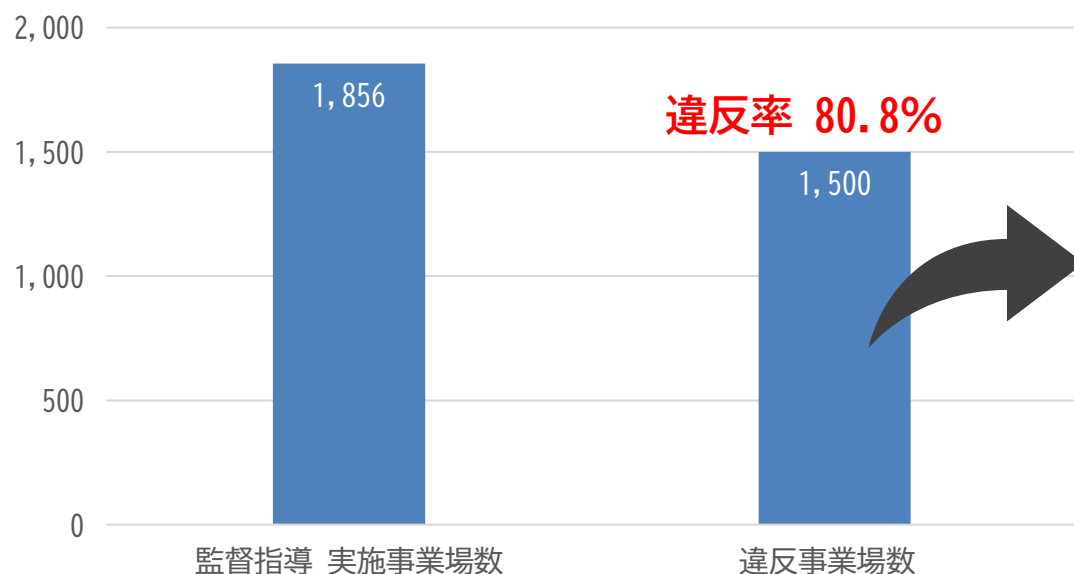


資料:電力総連 熱中症月別被災者数

3. 作業環境の改善について 【外国人労働者の保護強化】

- 現行の技能実習制度などにおいて労働時間や労働安全衛生などの法令違反が多発している。
- 法令遵守はもとより、日本人と同等の賃金の確実な支払いや労災防止に向けた取り組み強化など、すべての外国人労働者の権利保障と、安全に就労できる職場環境の整備が重要である。
- 育成就労制度の施行に向けては、受入れ企業や関係機関に対する関係法令の理解促進や、受け入れ企業への監督指導体制の強化を含めた、監督省庁などの体制強化が重要と考える。

建設業における技能実習実施者に対する監督指導、
送検等の状況



主な違反事項		
割増賃金の支払	健康診断結果について医師等からの意見聴取	年次有給休暇
455件 (24.5%)	386件 (20.8%)	346件 (18.6%)

3. 作業環境の改善について 【先進技術の拡充】

- 建設業では、新4K（給与・休暇・希望・かっこいい）が掲げられ、様々な取り組みが進められているものの、いまだ旧3K（きつい・きたない・危険）のイメージは根強く残っている。
- 生産年齢人口減少による労働力不足が発生する中、労働力の争奪戦が一層厳しい状況にあり、建設業の人材確保に向けては、旧3Kのイメージ払拭は欠かせないものとする。
- 一つの対策として、**AIやDXはもとより、先進技術（機械化やロボット）の導入を進めることが効果的**ではないかと考える。
- 先進技術の導入を進めることは、**作業の効率化・省力化による人手不足の解消、安全性の向上に繋がるだけでなく、高齢者や女性を含め、誰もが安心して働ける魅力的で持続可能な建設業界を築くことにつながる**ものとする。
- しかしながら、先進技術の実用化・導入拡大に向けては、長期的かつ膨大な開発費用が必要となり、個々の企業で進めるには負担が大きい。
- 誰もが働ける持続可能な環境整備のためにも**国が主体となって、先進技術の導入拡大に向けた助成金交付などの支援策を検討していただきたい。**



※日本信号(株)

4. 安心安全意識の見える化充実に向けて【SAFEコンソーシアム】

- 現在、厚生労働省が設立した労働災害を防止するための取り組みを推進するためのプラットフォームとして「SAFEコンソーシアム」があり、この中では、優良な取組を進める職場を表彰し、「アワード」として「見える化」を図っていると承知している。
- 他方、安全意識の高い企業の取り組みへ評価がなされるような制度・仕組みは多くないのではないか。
- 表彰を見える化することは、優良企業を求める求職者の職場選びにも有意義であり、優秀な人材確保にもつながるものと考えます。更には、職場の良い取り組みが、適切に評価されることは、働く者のモチベーション向上にも繋がると考える事から「アワード」のような取り組みは大変重要であると考えます。
- 上記の観点から、このような取り組みをこれまで以上に推進・周知を図っていただき、安心・安全意識の向上はもとより、働く者のモチベーション向上や人材確保、持続可能な企業の発展に向け、引き続き積極的な展開をお願いしたい。



※厚生労働省：産業別就業者数の見通し

みんなの安全を、
みんなで守り合う。

SAFE コンソーシアム

— TEAM GOOD SAFE —

SAFEコンソーシアムについて
 全てのステークホルダーが一丸となり、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現を目指す「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」を設立しました。

SAFEコンソーシアムポータルサイト

厚生労働省

Safer Action For Employees

「従業員の幸せのためのSAFEコンソーシアム」として、全てのステークホルダーが一丸となり、働く人と、全ての人の幸せのために、安全で健康に働くことのできる職場環境の実現のために協力いただける全ての企業・団体等の皆様へ、コンソーシアムへの参加を呼びかけています。

コンソーシアムの趣旨・目的
 労働災害防止に向けた意識の醸成と、企業・労働者のみならず、顧客やサービス利用者等のステークホルダーの行動変容のために協力いただける全ての企業・団体等の皆様へ、コンソーシアムへの参加を呼びかけています。

加盟メリット
 ■ 加盟メンバーの表示や「SAFEアワード」による
 労働災害防止に向けた意識の醸成
 ■ 加盟メンバー間の情報共有や課題の共有
 サービスの向上による顧客満足度の向上
 ■ 加盟メンバー間の労働災害防止・健康増進やサービス向上の取り組み

取組
 ■ 加盟メンバーの地位向上（ロゴマークの活用、コンソーシアムの活動の発表）
 ■ 労働災害防止に向けた意識の醸成（SAFEアワード）
 ■ 労働災害防止に向けた意識の醸成（SAFEアワード）
 ■ 労働災害防止に向けた意識の醸成（SAFEアワード）
 ■ 労働災害防止に向けた意識の醸成（SAFEアワード）

SAFEアワード
 労働災害防止に向けた取組を実施している企業・団体に贈られる表彰です。

シンポジウム
 SAFEコンソーシアム加盟者、その他の企業等が安全で安心して働く職場の実現に向け、協議や情報共有、交流を図ります。

現場視察
 コンソーシアム加盟企業の取組を広く周知する現場視察等を行います。

- 建設業を支えているのは、現場で働く「人」であり、本日、提起させて頂いた事項は、働く者の労働環境整備はもとより、働く者のモチベーション向上や業界としての魅力向上にも資するものであり、深刻な課題となっている人材確保にとっても重要な観点であると考える。
- 建設業の持続的な発展に向けては、現場で働く者の視点を十分に踏まえながら、魅力的な産業となるよう、**国が主体的になって環境整備を進めて頂きたい。**

	1 適正な工期の 確保について	2 熱中症対策 について	3 作業環境の 改善について	4 安心安全意識の 見える化充実に向 けて
1. 若年者の建設業への入職・定着促進による担い手の確保・育成	○	○	○	○
2. 女性労働者の建設業への入職・定着促進による担い手の確保育成	○	○	○	○
3. 外国人労働者の活用	○	○	○	○
4. 魅力ある労働環境づくり（長時間労働・休み方、労働災害防止など）に向けた基盤整備	○	○	○	○
5. 職業能力開発の促進・技能継承	○		○	
6. 雇用改善推進体制（CCUS）の整備			○	○
7. 熱中症対策	○	○	○	